## 発議第7号

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項および米原市議会会議規則(平成30年 米原市議会規則第1号)第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年9月2日提出

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

議会運営委員会委員長 北 村 喜代隆

## 提案理由

議員定数の減に伴い、各常任委員会の構成、委員定数、所管事項を変更するため、この案を 提出する。

## 米原市議会委員会条例の一部を改正する条例

米原市議会委員会条例(平成30年米原市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

- (1) 総務産業建設常任委員会 8人以内
  - ア 政策推進部の所管に関する事項
  - イ 総務部の所管に関する事項
  - ウ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および福 祉医療に関する事項は除く。)
  - エ まち整備部の所管に関する事項
  - オ 議会事務局の所管に関する事項
  - カ 選挙管理委員会の所管に関する事項
  - キ 監査委員の所管に関する事項
  - ク 会計室の所管に関する事項
  - ケ 農業委員会の所管に関する事項
  - コ 他の常任委員会の所管に属しない事項
- (2) 健康福祉教育常任委員会 8人以内
  - ア 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および福 祉医療に関する事項に限る。)
  - イ くらし支援部の所管に関する事項
  - ウ 教育委員会の所管に関する事項
- (3) 予算常任委員会 16人

予算に関する事項

付 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

米原市議会委員会条例新旧対照表(改正理由)			
改正後	現 行	改正理由	
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管)		
第2条 略	第2条 略		
2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりと	2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりと		
する。	する。		
(1) 総務産業建設常任委員会 8人以内	(1) 総務教育常任委員会 6人	・議員定数の減に伴い、各	
ア 政策推進部の所管に関する事項	ア 政策推進部の所管に関する事項	常任委員会の構成、委員	
イ 総務部の所管に関する事項	イ 総務部の所管に関する事項	定数、所管事項を変更す	
ウ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、	ウ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、	るため。	
後期高齢者医療制度および福祉医療に関する事項は除	後期高齢者医療制度、福祉医療、環境保全および自然保護		
<u>&lt;。)</u>	に関する事項は除く。)		
エ まち整備部の所管に関する事項	エ まち整備部の所管に関する事項(地域経済および観光の		
	振興に関する事項(観光に関する事項は除く。)に限る。)		
オ 議会事務局の所管に関する事項	オ 議会事務局の所管に関する事項		
	カ 教育委員会の所管に関する事項		
カ 選挙管理委員会の所管に関する事項	キ 選挙管理委員会の所管に関する事項		
キ 監査委員の所管に関する事項	<u>ク 監査委員の所管に関する事項</u>		
ク 会計室の所管に関する事項	ケ 会計室の所管に関する事項		
ケ 農業委員会の所管に関する事項			
コ 他の常任委員会の所管に属しない事項	コ 他の常任委員会の所管に属しない事項		
(2) 健康福祉教育常任委員会 8人以内	(2) 健康福祉常任委員会 6人		
ア 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、	ア 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、		
後期高齢者医療制度および福祉医療に関する事項に限	後期高齢者医療制度および福祉医療に関する事項に限		
<u>る。)</u>	<u>る。)</u>		
イ くらし支援部の所管に関する事項	<u>イ くらし支援部の所管に関する事項</u>		
ウ 教育委員会の所管に関する事項			

	(3) 産業建設常任委員会 6人 ア 市民部の所管に関する事項(環境保全および自然保護に関する事項に限る。) イ まち整備部の所管に関する事項(地域経済および観光の振興に関する事項は、観光に関する事項に限る。) ウ 農業委員会の所管に関する事項	
<u>(3) 予算常任委員会 16人</u> <u>予算に関する事項</u>	<u>(4) 予算常任委員会 18人</u> <u>予算に関する事項</u>	